

青森市子どもの権利の保障に関する行動計画の一部改定の概要

I 計画の基本的事項

一部改定前

一部改定後

1 計画策定の趣旨

本計画は、「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもにとって大切な権利の保障を図るための具体的な取組について定めるものです。

[一部改定(素案) 1ページ]

2 計画の位置付け

- 「青森市子どもの権利条例」第15条に基づく子どもの権利の保障に関する行動計画
- 「青森市子ども総合プラン」のうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進していくための行動計画

[一部改定(素案) 2ページ]

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間

[一部改定(素案) 3ページ]

4 計画の推進

本計画の推進に当たっては、年1回、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行うとともに、「青森市子ども会議」の意見を尊重しながら各事業を実施していきます。

[一部改定(素案) 3ページ]

5 目的と基本的な考え方

本計画は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。（条例第1条）
また、子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。（条例第3条）

- 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

[一部改定(素案) 4ページ]

6 子どもにとって大切な権利

「青森市子どもの権利条例」第2章では、子どもにとって大切な権利について、以下のとおり定めています。

- 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重（条例第5条）
- 安心して生きる権利（条例第6条）
- 自分らしく生きる権利（条例第7条）
- 豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）
- 意見を表明し参加する権利（条例第9条）

[一部改定(素案) 5ページ]

1 計画策定の趣旨

同左

[一部改定(素案) 1ページ]

2 計画の位置付け

同左

[一部改定(素案) 2ページ]

3 計画の期間

平成28年度から令和5年度までの8年間

※本計画は、青森市総合計画前期基本計画の個別計画である「青森市子ども総合プラン」のうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進していくための行動計画として策定したものです。本計画の上位計画である「青森市子ども総合プラン」が、令和2年度末までに一部改定を予定していることから、同プランと本計画との整合性を図るため、同プランと計画期間の終期を合わせるとともに、目標とする指標や参考指標等の修正を行います。

[一部改定(素案) 3ページ]

4 計画の推進

同左

[一部改定(素案) 3ページ]

5 目的と基本的な考え方

同左

[一部改定(素案) 4ページ]

6 子どもにとって大切な権利

同左

[一部改定(素案) 5ページ]

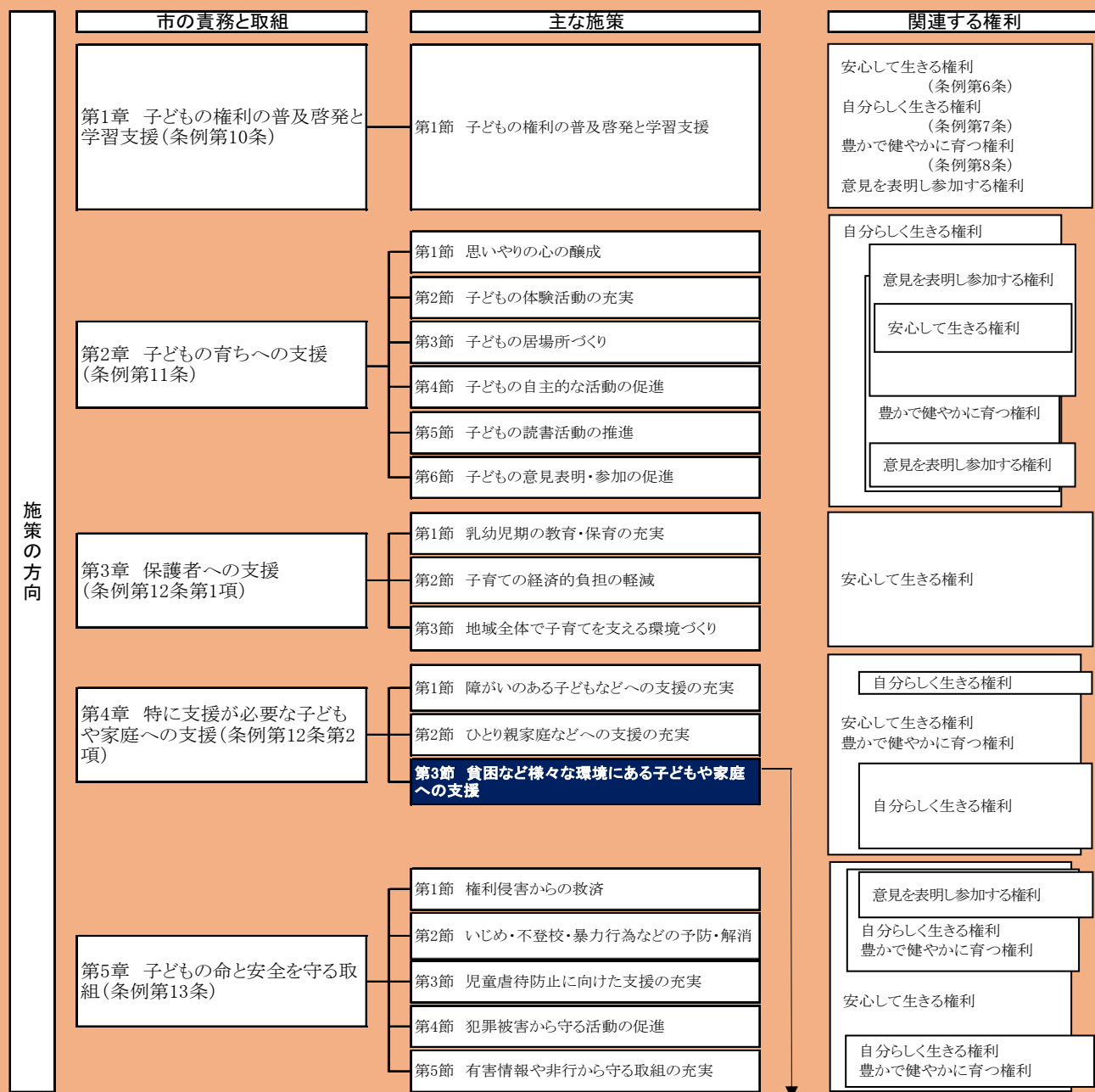
I 計画の基本的事項

一部改定前

一部改定後

7 施策体系

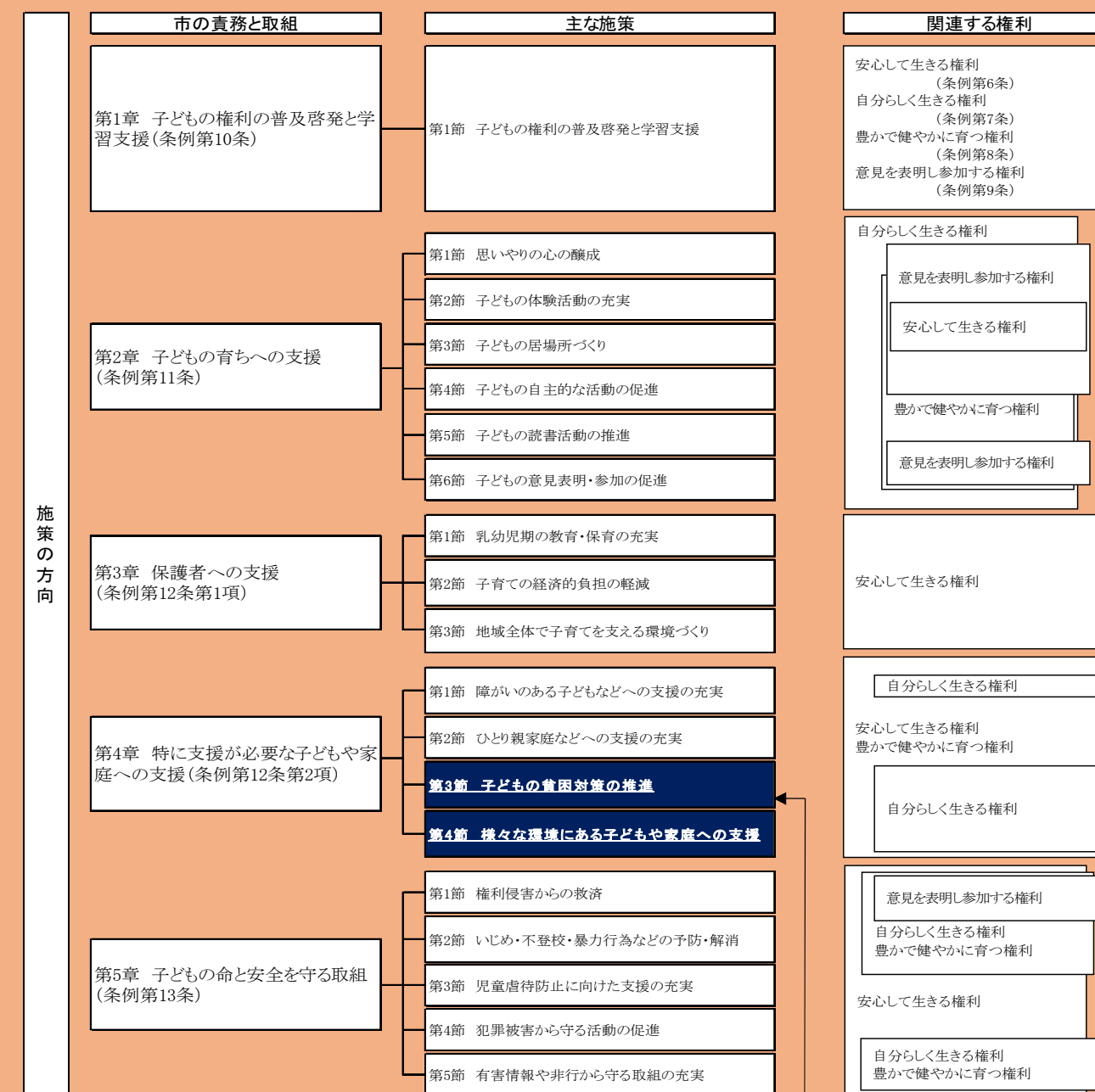
目的	子どもが愛情を持って生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図る(条例第1条)
基本的な考え方	○子どもの最善の利益を優先して考えること ○子ども一人一人が権利の主体として尊重されること ○子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること (条例第3条)



上位計画「青森市子ども総合プラン」における施策(一部改定前)
・第4章4 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援

7 施策体系

目的	子どもが愛情を持って生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図る(条例第1条)
基本的な考え方	○子どもの最善の利益を優先して考えること ○子ども一人一人が権利の主体として尊重されること ○子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること (条例第3条)



上位計画「青森市子ども総合プラン」における施策(一部改定後)
・第4章4 子どもの貧困対策の推進
・第4章5 様々な環境にある子どもや家庭への支援

I 計画の基本的事項

一部改定前

8 目標とする指標

施策の方向	指標とその説明	現状値	目標値
子どもの権利の普及啓発と学習支援	「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数 ・小・中学校PTAや家庭教育学級などでの講座回数(大人対象) ・小・中学校の児童生徒への講座回数(子ども対象)	5回 (H26年度)	20回 (R2年度)
子どもの育ちへの支援	児童館利用者数 子どもの活動機会の充実のため、様々な活動を行っている児童館の利用者数	214,482人 (H29年度)	214,482人 (R2年度)
	青森市子ども会議委員の意見表明回数 子どもの意見を表明する場である「青森市子ども会議」の表明機会のイベント等実施回数	3回 (H29年度)	4回 (R2年度)
保護者への支援	待機児童数 待機児童数が一番多い月の人数	72人 (H29年度)	0人 (R2年度)
特に支援が必要な子どもや家庭への支援	母子・父子自立支援員による相談件数 母子・父子自立支援員による母子・父子家庭及び寡婦の身上相談件数	1,729件 (H26年度)	2,087件 (R2年度)
子どもの命と安全を守る取組	青森市子どもの権利相談センターへの相談者数 子どもの救済機関である「青森市子どもの権利相談センター」への相談者数	105人 (H29年度)	105人 (R2年度)
	いじめ解消率 認知したいじめが解消した割合(青森市教育振興基本計画)	小学校96.7% 中学校96.4% (平成26年度)	小学校100% 中学校100% (R2年度)
	不登校から復帰した児童の割合 不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合(青森市教育振興基本計画)	小学校48.0% 中学校33.8% (平成26年度)	小学校48.0% 中学校40.2% (R2年度)

[一部改定(素案) 7ページ]

一部改定後

8 目標とする指標

施策の方向	指標とその説明	現状値	目標値
子どもの権利の普及啓発と学習支援	「子どもの権利」普及啓発に関する講座の実施回数 ・小・中学校PTAや家庭教育学級などでの講座回数(大人対象) ・小・中学校の児童生徒への講座回数(子ども対象) 市子ども総合プランと同じ指標のため、R5目標値は当該プランと等しく設定	5回 (H26年度)	20回 (R5年度)
子どもの育ちへの支援	児童館利用者数 子どもの活動機会の充実のため、様々な活動を行っている児童館の利用者数 市子ども総合プランと同じ指標のため、R5目標値は当該プランと等しく設定	214,482人 (H29年度)	214,482人 (R5年度)
	青森市子ども会議委員の意見表明回数 子どもの意見を表明する場である「青森市子ども会議」の表明機会のイベント等実施回数 市子ども総合プランと同じ指標のため、R5目標値は当該プランと等しく設定	3回 (H29年度)	4回 (R5年度)
保護者への支援	待機児童数 待機児童数が一番多い月の人数 市子ども総合プランと同じ指標のため、R5目標値は当該プランと等しく設定	72人 (H29年度)	0人 (R5年度)
特に支援が必要な子どもや家庭への支援	母子・父子自立支援員による相談件数 母子・父子自立支援員による母子・父子家庭及び寡婦の身上相談件数 市子ども総合プランと同じ指標のため、R5目標値は当該プランと等しく設定	1,729件 (H26年度)	2,087件 (R5年度)
子どもの命と安全を守る取組	青森市子どもの権利相談センターへの相談者数 子どもの救済機関である「青森市子どもの権利相談センター」への相談者数 市子ども総合プランと同じ指標のため、R5目標値は当該プランと等しく設定	105人 (H29年度)	105人 (R5年度)
	いじめ解消率 認知したいじめが解消した割合(青森市教育振興基本計画) 市教育振興基本計画と同じ指標のため、R5目標値は当該計画と等しく設定	小学校96.7% 中学校96.4% (H26年度)	小学校100.0% 中学校100.0% (R5年度)
	不登校から復帰した児童の割合 不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合(青森市教育振興基本計画) 市教育振興基本計画と同じ指標のため、R5目標値は当該計画と等しく設定	小学校48.0% 中学校33.8% (H26年度)	小学校48.0% <u>中学校41.1%</u> (R5年度)

[一部改定(素案)7ページ]

II 具体的な取組

一部改定前

第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援

(省略)

第2章 子どもの育ちへの支援

第2節 子どもの体験活動の充実

[一部改定(素案) 16ページ~17ページ]

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H25	H26	H27
(1)子どもの体験活動の充実	学校教育指導方針推進事業	学校訪問において学校教育指導の方針と重点を説明した学校の割合	100%	100%	100%
	「(1)子どもの体験活動の充実」に関する指標は上記のほか、「学校訪問において学校教育指導の方針と重点を説明した学校の割合」、「外国青年の学校訪問回数」、「平澤市との中学生の相互訪問交流事業参加者数」、「メイン州との交流事業参加者数」、「本市の交流実施学校数(友好交流推進事業)」、「ものづくり・サイエンス教室参加者数」、「補助金交付団体数(青森市子ども会育成振興事業)」、及び「子ども会議委員の運営によるイベント開催回数」の8指標				
(2)青少年の自立と社会参加に向けた支援	三浦雄一郎チャレンジ賞表彰事業 平成29年度で事業終了	表彰者数	-	4人	1人
(3)子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進	青森市文化スポーツ振興公社助成事業(補助金)(スポーツ事業)	スポーツ事業数	9事業	12事業	14事業

一部改定後

第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援

(省略) ※変更なし

第2章 子どもの育ちへの支援

第2節 子どもの体験活動の充実

[一部改定(素案) 16ページ~17ページ]

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1)子どもの体験活動の充実	学校教育指導方針推進事業	学校訪問において学校教育指導の方針と重点を説明した学校の割合	100%	100%	100%
	※変更なし				
(2)青少年の自立と社会参加に向けた支援	生涯学習支援事業 取組に対応する新たな指標を設定	青少年教育に関する講座への参加者数	12,164人	12,579人	10,622人
(3)子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進	青森市文化観光振興財団助成事業	スポーツ事業数	15事業	15事業	11事業

第3章 保護者への支援

第2節 子育ての経済的負担の軽減

[一部改定(素案) 39ページ]

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H25	H26	H27
(1)子育ての経済的負担の軽減	保育料軽減事業	軽減対象者数(保育料0円を除く)	70,518人	70,402人	89,864人
	私立幼稚園運営支援事業(補助金) 令和元年度で事業終了	補助金受給幼稚園数	30園	30園	14園
	すくすく子育て支援費補助事業 令和元年度で事業終了	補助金申請者数	293人	264人	76人
	幼稚園就園奨励支援事業(補助金) 令和元年度で事業終了	補助金申請者数	2,329人	2,517人	872人
	児童手当支給事業	児童手当延べ支給件数	78,620件	59,519件	57,700件
	市営バス子ども無料乗車事業	小学生以下児童の市営バス年間推計利用者数	114,954人	102,122人	77,297人
	子ども医療費助成事業	子ども医療費助成受給者数	22,723人	22,695人	27,237人
	実費徴収額補足給付事業	補助金申請者数	-	-	-

第3章 保護者への支援

第2節 子育ての経済的負担の軽減

[一部改定(素案) 39ページ]

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1)子育ての経済的負担の軽減	保育料軽減事業	軽減対象者数(保育料0円を除く)	87,598人	86,839人	59,533人
	私立幼稚園運営支援事業(補助金) 一部改定後の5つの指標により、取組の進捗状況を把握できるため、新たな指標は設定しない	補助金受給幼稚園数	3園	2園	1園
	すくすく子育て支援費補助事業 一部改定後の5つの指標により、取組の進捗状況を把握できるため、新たな指標は設定しない	補助金申請者数	20人	16人	3人
	幼稚園就園奨励支援事業(補助金) 一部改定後の5つの指標により、取組の進捗状況を把握できるため、新たな指標は設定しない	補助金申請者数	208人	132人	24人
	児童手当支給事業	児童手当延べ支給件数	54,080件	52,547件	50,719件
	市営バス子ども無料乗車事業	小学生以下児童の市営バス年間推計利用者数	74,639人	69,135人	56,213人
	子ども医療費助成事業	子ども医療費助成受給者数	27,949人	27,160人	26,501人
	実費徴収額補足給付事業	補助金申請者数	4人	5人	3人

II 具体的な取組

一部改定前

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

《主な施策》

第3節 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援

子ども総合プランの一部改定に伴い、第4章第3節「貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援」の見直しを図る。
(資料2ページの「7施策体系」参照)

第3節 貧困など様々な環境にある子どもや家庭への支援

[一部改定(素案) 72ページ]

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H25	H26	H27
(1)子どもの貧困対策の推進	子どもの居場所づくり・学習応援事業	学習支援参加者数	-	-	-
	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援件数	-	-	327件
	就学援助事業	就学援助認定児童生徒数	5,667人	5,197人	5,112人
(3)性的マイノリティへの配慮	取組(3)～(5)については「第4節 様々な環境にある子どもや家庭への支援」の参考指標として設定(資料6ページ参照)				
(4)その他様々な環境により育児が困難な保護者とその子どもへの支援					
(5)子ども・若者の社会的自立の促進					

※取組「(2)社会的養護を必要とする子どもへの支援」は指標なし

一部改定後

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援

《主な施策》

第3節 子どもの貧困対策の推進 (資料5ページ)

第4節 様々な環境にある子どもや家庭への支援 (資料6ページ)

第3節 子どもの貧困対策の推進

[一部改定(素案) 73ページ]

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(1)教育の支援	子どもの居場所づくり・学習応援事業	学習支援参加者数	23人	21人	26人
	就学援助事業	就学援助認定児童生徒数	4,651人	4,109人	3,677人
(2)生活の安定に資するための支援	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援件数	453件	568件	548件
	すみれ寮入所事務	入所状況	29人	42人	26人
(3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	ひとり親家庭等就業自立支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業利用者数	0人	0人	0人
	延長保育促進事業	延長保育実施箇所数	96箇所	99箇所	105箇所
	一時預かり事業	一時預かり事業実施箇所数	84箇所	86箇所	91箇所
	病児一時保育事業	病児一時保育実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	ファミリー・サポート・センター事業	相互援助活動件数	3,072件	2,747件	2,726件
(4)経済的支援	就学援助事業	就学援助認定児童生徒数	4,651人	4,109人	3,677人
	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当延べ支給件数	10,694件	10,250件	16,097件
	母子/父子福祉資金貸付事業	母子/父子福祉資金貸付件数	母子:54件 父子:0件	母子:57件 父子:0件	母子:61件 父子:1件
	保育料軽減事業	軽減対象者数 (保育料0円を除く)	87,598人	86,839人	59,533人
	児童手当支給事業	児童手当延べ支給件数	54,080件	52,547件	50,719件
	実費徴収額補足給付事業(補助金)	補助金申請者数	4人	5人	3人

※一部改定後の「第3節 子どもの貧困対策の推進」に対応する「取組(子ども総合プランの主な取組と整合性を図る)」、「事業」、「指標」を新たに設定する。

II 具体的な取組

一部改定前

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援（続き）

（第4節を新たに加える）

[一部改定(素案) 72ページ]

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H25	H26	H27
(3)性的マイノリティへの配慮	性的マイノリティ支援事業	性的マイノリティの延べ相談件数	-	-	-
	青森市子どもの権利擁護委員運営事業	性的マイノリティに関する相談件数	0件	0件	0件
(4)その他様々な環境により育児が困難な保護者とその子どもへの支援	要保護児童対策地域協議会運営事業	個別ケース検討会議開催回数	9回	3回	15回
(5)子ども・若者の社会的自立の促進	子ども・若者育成支援事業	子ども・若者支援相談会開催回数	0回	0回	0回

※取組「(2)社会的養護を必要とする子どもへの支援」は指標なし

第5章 子どもの命と安全を守る取組

(省略)

一部改定後

第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援（続き）

第4節 様々な環境にある子どもや家庭への支援

[一部改定(素案) 76ページ]

《参考指標》

取組	事業名	指標	実績値		
			H29	H30	R元
(2)性的マイノリティへの配慮	男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業	性的マイノリティにじいろ電話相談における相談件数	267件	295件	365件
	青森市子どもの権利擁護委員運営事業	性的マイノリティに関する相談件数	0件	0件	0件
(3)その他様々な環境により育児が困難な保護者とその子どもへの支援	要保護児童対策地域協議会運営事業	個別ケース検討会議開催回数	11回	15回	20回
(4)子ども・若者の社会的自立の促進	子ども・若者育成支援事業	子ども・若者支援相談会開催回数	4回	4回	3回

※取組「(1)社会的養護を必要とする子どもへの支援」は指標なし

第5章 子どもの命と安全を守る取組

(省略) ※変更なし